

同窓会会則

- 1 本会は砺波工業高等学校同窓会と称する。
- 2 本会は会員相互の親睦を計り、連絡を密にし、母校と地方文化の振興に資するを目的とする。
- 3 本会は本部を母校に置き、支部を適宜の地に設ける。
- 4 本会は下記の会員を持って組織をする。

(1) 普通会员

- ア 富山県立砺波工業高等学校卒業生
- イ 上記の学校に在学し、転出または退学したる者で、幹事会を経て会長の同意を得たる者

(2) 先達会員

富山県立砺波高等学校工業課程卒業生

(3) 特別会員

- ア 富山県立砺波工業高等学校の旧職員ならびに現職員
- イ 富山県立砺波高等学校工業課程旧教職員

- 5 本会はその目的を達成するために下記の事を行う。

(1) 会誌の発行

(2) 会員名簿の作成

(3) 会員の慶弔(幹事においてその都度協議の上決定する。)

(4) その他本会の目的遂行に必要な事項

- 6 本会には下記の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、常任理事 若干名、監査委員 2名、幹事

- 7 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会においてこれを推薦する。

- 8 会長、副会長、監査委員は総会において選出し、常任理事は会長がこれを委嘱する。

幹事は各支部より3名並びに卒業回数ごとに各クラス1名を選出する。

- 9 本会の役員の任期は2ヶ年とする

10 本会の役員の任務は、下記のとおりとする。

会 長 本会を代表し、一切の会務を主宰し総理する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故のある場合はこれを代行する。

常任理事 庶務、会計を置き、会務を処理執行する。

監査委員 会計を監査する。

幹 事 会務を協議し、緊急な場合は総会の代行機関としてこれを議決する。

11 本会には下記の機関を置く。

(1)定期総会

(2)役員会

(3)幹事会

12 定期総会は毎年1回開催する(開催日は役員会で決定する)

決算期は4月1日より翌年3月31日までとする。(平成9年度は10月1日より3月31日)

必要ある場合には臨時総会を開くことができる。

13 総会において、下記の事項を審議する。

(1)決算報告および予算案

(2)役員を選出

(3)その他必要な事項

14 会費は入会金をもって充てる。ただし、金額および納入方法については総会で決定する。

なお、必要な場合は、役員会の承認を得て臨時徴収することができる。

15 本会に規定されていない事項については、役員会の決議により決定する。

16 本会会則は総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

- 1 学校教職員が庶務・会計を担当する場合について、
会長は、庶務・会計を担当する学校教職員の選出について学校長に委任する。
学校長の命を受けた学校教職員は、庶務・会計の事務を処理する。

昭和 38 年 3 月 1 日施行

昭和 40 年 8 月一部改正(5・12)

昭和 45 年 10 月一部改正(14)

平成 7 年 10 月一部改正(2・4・6・8・9・10・13・14)

平成 9 年 10 月一部改正(12・14・15)

平成 24 年 8 月一部改正(附則 1)